

議案第 58 号

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

人事院規則の一部改正により、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置が規定されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、行田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 行田市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭

の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の行田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 59 号

行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業の取得形態が多様化したことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

行田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「第28条の5第1項の」を「第22条の4第1項に規定する」に改め、「（次条第1項において「再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第22条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に規定する範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に規定する範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月

1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第24条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に規定する範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の行田市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用につい

ては、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第60号

行田市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

小動物火葬棟の供用開始に向けて所要の整備を行うとともに、燃料費、人件費等の高騰に伴い、火葬に係る使用料の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市斎場条例の一部を改正する条例

(行田市斎場条例の一部改正)

第1条 行田市斎場条例(昭和53年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

(4) 小動物火葬棟の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

第3条に次の1項を加える。

2 市長が小動物火葬棟の利用の許可をするときは、50キログラム未満の小動物とする。

第4条中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改め、「使用料を」の次に「市長に」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、小動物火葬棟の利用を除く。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第4条関係)

小動物火葬棟使用料

区分		使用料		
		単位	市民	市民以外
25kg以上50kg未満の小動物	単独火葬	1体	21,000円	63,000円
	合同火葬	1体	10,500円	31,500円
5kg以上25kg未満の小動物	単独火葬	1体	14,000円	42,000円
	合同火葬	1体	7,000円	21,000円
5kg未満の小動物	単独火葬	1体	7,000円	21,000円
	合同火葬	1体	3,500円	10,500円

備考 この表の市民欄の金額は、小動物の飼い主で小動物火葬棟を利用する者が、申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合に適用する。

(行田市斎場条例の一部改正)

第2条 行田市斎場条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「を

火葬室	12歳以上の遺体	1体	7,000円	50,000円	
	12歳未満の遺体	1体	3,500円	35,000円	
	死産児	1体	2,000円	10,000円	
	手術肢体及び胞衣汚物	1個	1,000円	2,000円	
	改葬	1体	2,000円	20,000円	

」

「

に

火葬室	12歳以上の遺体	1体	10,000円	70,000円	
	12歳未満の遺体	1体	5,000円	50,000円	
	死産児	1体	3,000円	15,000円	
	手術肢体及び胞衣汚物	1個	1,500円	3,000円	
	改葬	1体	2,000円	20,000円	

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（第4条中「使用料を」の次に「市長に」を加える改正規定を除く。）は令和8年2月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 小動物火葬棟の使用に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第2条の規定による改正後の行田市斎場条例別表第1の規定は、令和8年4月1日以後の火葬室の使用について適用する。

議案第 6 1 号

行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

500 m²以上の土石の堆積又は盛土若しくは切土の工事に関し埼玉県で規制することとなったため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成14年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3,000平方メートル」を「500平方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第62号

行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

埼玉県の高度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が改正され、医療費支給の対象範囲が拡大されたことから、本市における対象者の範囲を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

行田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和50年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「1級」の次に「又は2級」を加え、同条に次の1項を加える。

4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。）の規定により公費負担された医療費の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。）をいう。

第3条第1項第1号ア中「（平成17年法律第123号）」を削る。

第5条の見出しを「（医療費助成金等）」に改め、同条第1項中「（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号の精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下同じ。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げるものを除く。

第5条第1項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項第3号に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号の精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第2条第1項第3号に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金
- (3) 受給資格者の責めによる過分の自己負担額があるときは、当該額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第63号

行田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

災害その他非常の場合において、市長が指定した排水設備指定工事店以外の指定工事店でも排水設備工事を行えるよう、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市下水道条例の一部を改正する条例

行田市下水道条例（昭和42年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合の管理者（以下この号において「管理者」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長又は管理者の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業の取得形態が多様化したことに伴い、本市の企業職員についても同様の対応とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年条例第10号）
の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「養育するため1日の勤務時間の一部（2時間）」を「養育する
ため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長
が指定する時間）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第65号

行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

災害その他非常の場合において、市長又は市長が指定した指定給水装置工事事業者以外でも給水装置工事を行えるよう、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

行田市水道事業給水条例（平成10年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの公費の支払における作成単価を改めたいので、条例の一部を改正するものである。

行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。